

「保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議」
(略称：HPKI 認証局専門家会議) 開催要綱

1 目的

厚生労働省においては、今後、医療における書類等の電子化や電子保存が推進される状況下で、医師資格等の確認機能を備えた電子署名のニーズに対応して開設される公開鍵基盤（PKI：Public Key Infrastructure）認証局が、全国で共通の信頼性と検証可能性を確保して運営されるために準拠すべき「保健医療福祉分野 PKI 認証局証明書ポリシー」を整備し公表した。

同ポリシーの基礎となっている電子署名技術や制度は、内容が専門技術的であり、かつ技術の進展が急速であること等から、当該分野の有識者の意見を十分踏まえながら、同ポリシーの利用に関する情報提供のあり方や、個別認証局の同ポリシーへの準拠性を公正に審査するための体制等について検討を行うことが必要であり、今後の保健医療福祉分野における適切で円滑な PKI 認証局の運用に資するため、当該分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議を開催する。

2 検討事項

- (1) 証明書ポリシーの有効利用に向けた関係者への情報提供のあり方
- (2) 証明書ポリシーへの準拠性に係る審査
 - ① 審査基準の策定と管理
 - ② 審査結果を踏まえた準拠性の評価と承認
 - ③ 当面の準拠性審査の体制と将来展望
- (3) 証明書ポリシーのメンテナンス
- (4) その他

3 構成

- (1) 専門家会議は、電子署名技術等に関し学識経験を有する別紙の者をもって構成する。
- (2) 専門家会議には、互選による座長を置き、座長は専門家会議の会務を総理する。
- (3) 座長代理は、座長が指名する。

4 運営

- (1) 厚生労働省医政局長は、必要に応じ専門家会議を召集する。
- (2) 座長は、証明書ポリシーへの準拠性審査の基準の策定、準拠性の予備評価、証明書ポリ

シのメンテナンス等を行うために必要があるときは、電子署名技術に関し専門的知識を有する者をもって構成する「専門作業班」を召集する。

(3)「専門作業班」の構成員その他必要な事項は、座長が定める。

(4) 専門家会議の運営に関し必要な事項は、厚生労働省医政局長が座長と協議のうえ定める。

5 庶務

専門家会議の庶務は、厚生労働省医政局研究開発振興課医療技術情報技術推進室において行う。

(別 紙)

・「保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議」構成員

大山 永昭	東京工業大学科学技術創成研究院社会情報流通基盤研究 センター 特命教授（座長代理）
喜多 紘一	保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会 理事長
多賀谷一照	千葉大学 名誉教授
辻井 重男	中央大学研究開発機構 教授（座長）
松本 勉	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
山本 隆一	医療情報システム開発センター 理事長

・「専門作業班」構成員

喜多 紘一	保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会 理事長
河野 行満	日本薬剤師会中央薬事情報センター医療情報管理部 部長
丸山 満彦	デロイト トーマツ リスクサービス株式会社 代表取締役社長
六川 浩明	小笠原六川国際総合法律事務所 弁護士
矢野 一博	日本医師会総合政策研究機構 主任研究員
山田 茂	KPMG ビジネスアドバイザー株式会社 ディレクター
山本 隆一	医療情報システム開発センター 理事長（班長）

※敬称略